

会議の名称	議会運営委員会	開催月日・令和5年6月2日 開会時間・午前・午後 9時58分 閉会時間・午前・午後10時56分
出席者	後藤 國弘 川柳 雅裕 後藤 徹 野口 佳宏 南谷 佳寛 山田 紘治	
欠席者		
オブザーバー	議長 藤川 貴雄 副議長 安井 智子	
傍聴者	花村 隆	
説明のために出席した者	堀市民部長 河口収納課課長補佐 堀議会事務局長 藤井議会総務課長 大下議会総務課課長補佐 中村議会総務課主任	
協議事項	○ 6月定例会について ○ その他	

【開会=午前9時58分】

後藤國弘委員長

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。
本日の委員会に傍聴の申し出があります。委員長においてこれを許可したいと思います。よろしくお願いします。

議会事務局長

最初に、事務局の方からお願いがあります。お手元にお配りさせていただいております、令和5年羽島市選挙管理委員及び補充員の選挙についてでございますが、こちらの方、執行部の説明終了後、回収をさせていただきますので、メモ等は別紙にてお願いいたします。以上です。

後藤國弘委員長

本日の審議事項はお手元に配布した通りであります。まず、6月定例会についての協議を行います。市長提出案件について、執行部から説明願います。副市長お願いします。

副市長

それでは、令和5年6月8日開会の第3回羽島市議会定例会において、審議をお願いいたします議案についての説明をさせていただきます。

付議する案件の内訳につきましては、令和4年度予算繰越報告が2件、人事案件が18件、条例の一部改正が7件、令和5年度補正予算が4件、動産の取得1件、市道路線の認定等が2件の、以上34件でございます。それでは、議案書に従いまして、順次説明させていただきます。

まず、議案書の1ページをお願いいたします。「報第3号 令和4年度羽島市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について」です。2ページから3ページまでに記載されております8事業につきまして、5年度に繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告をするものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。「報第4号 令和4年度羽島市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について」でございます。5ページ記載の3事業につきまして、5年度に繰り越しをいたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、議会に報告をするものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。「諮第3号 人権擁護委員の候補者の推薦について」です。豊島一成委員の任期が令和5年6月30日に満了となりますことから、新たに渡壁由香さんを委員候補者として推薦したく、議会の意見を求めるものでございます。

7ページをお願いいたします。「諮第4号 人権擁護委員の候補者の推薦について」、南谷東子委員の任期が令和5年9月30日に満了となりますことから、南谷委員を再任の委員候補者として推薦したく、議会の委員意見を求めるものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。8ページの議第34号から23ページの議第49号までの16件につきましては、「羽島市農業委員会委員の任命について」でございます。現委員の任期が令和5年7月19日に満了となりますことから、新たに16人の委員を任命することについて、議会の同意を求めるものでございます。

次に、24ページをお願いいたします。「議第50号 羽島市職員の給与に関する条例及び羽島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について」です。新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の公布に伴い、条例の一部を改正するものでございます。改正内容は、法律の改正により、これまで新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当とされていた手当が、感染症の発生及び蔓延の初期段階からの派遣が可能となったことから、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当に変更されました。これに伴いまして、条例中の関係条文を改正するものでございます。この条例は新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の施行日から施行するものでございます。

次に、28ページをお願いいたします。「議第51号 羽島市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について」です。新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例を廃止するため、条例の一部を改正するものでございます。改正内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症に係る作業に従事した職員につき、1日当たり4000円を支給する感染症防疫作業手当の特例について、同感染症が5類に移行したことに伴い、人事院規則において廃止されたため、条例においても廃止をするものでございます。なお、条例の改正後は感染症防疫作業手当として、条例及び規則に基づき、1日300円を支給する予定となります。この条例は公布日の翌日から施行し、所要の経過規定を設けるものでございます。

次に、31ページをお願いいたします。「議第52号 羽島市税条例の一部を改正する条例について」です。水利地益税の税率を改定するため、条例の一部を改正するもので

す。改正内容といたしましては、水利地益税1000㎡当たり2800円を3150円に改定をするものでございます。この条例は、令和6年1月1日から施行し、所要の経過規定を設けるものでございます。

次に、32ページをお願いいたします。「議第53号 羽島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び羽島市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」でございます。こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の公布に伴い、条例の一部を改正するものでございます。改正内容といたしましては、こども家庭庁設置に伴い、当該条例の関係法令の所管が厚生労働省から内閣府となったことから、条例中の厚生労働大臣の表記を内閣総理大臣に変更するものでございます。この条例は公布の日から施行するものでございます。

次に、35ページをお願いいたします。「議第54号 羽島市介護保険条例の一部を改正する条例について」です。新型コロナウイルス感染症に係る介護保険料の減免の特例対象となる納期限の期間を延長するため、条例の一部を改正するものです。改正内容といたしましては、令和2年度から実施しています、新型コロナウイルス感染症に伴う介護保険料の減免について、令和5年度以降、国からの財政支援が終了することとなりましたが、令和4年度以前の保険料で、令和5年4月以降に普通徴収の納期が到来するものについては、国の交付金の対象となることから、減免の対象となる納期限の期間を令和6年3月31日まで延長をするものでございます。この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行をするものでございます。

次に、38ページをお願いいたします。「議第55号 羽島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」です。家庭から排出する一般廃棄物の粗大ごみについて、戸別収集の手数料を定めるため、条例の一部を改正するものです。改正内容としては、10月1日より、家庭から排出される一般廃棄物の戸別収集を実施するため、収集運搬手数料を定めるものでございます。収集運搬手数料の額は、1回につき2000円以内とし、詳細については規則で定めるものでございます。この条例は令和5年10月1日から施行するものでございます。

次に、41ページをお願いいたします。「議第56号 羽島市火災予防条例の一部を改正する条例について」です。

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の公布に伴い、条例の一部を改正するものでございます。改正内容としては、法令の改正により、急速充電設備としての規制の上限が200kWまでであったところ、近年の急速充電設備の高出力化へのニーズが高まっていることを受け、出力の上限が撤廃されたことから、条例中の関連条文を改正するものでございます。また、喫煙の制限に係る標識について、当該条例と健康増進法でそれぞれ定められた標識の内容が重複するため、既に健康増進法に基づく標識が設けてあれば、条例に基づく標識は不要とするものでございます。さらに、標識と合わせて設ける図記号にあたっては、ISO規格またはJIS規格に対応することとなったことから、条例に定められた図記号を削除するものでございます。この条例は一部の規定を除き、公布の日から施行し、所要の経過規定を設けるものでございます。

次に、48ページをお願いいたします。「議第57号 令和5年度羽島市一般会計補正予算（第3号）」についてでございます。歳入歳出予算の総額に6億3012万2000円を追加し、総額を239億5373万3000円とするものでございます。補正内容は、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金及び新型コロナワクチン追加接種事業等でございます。財源は、国庫負担金及び国庫補助金等を充てるものでございます。また、地方債の補正をお願いするものでございます。

次に、65ページをお願いいたします。「議第58号 令和5年度羽島市病院事業会計補正予算（第1号）」についてです。収益的収入に6483万円を追加するものでございます。補正内容は、新型コロナウイルス感染症対応補助金で、エネルギー価格の高騰に伴う電気料金及びガス料金の高騰分に充てるものでございます。財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を一般会計の財源とし、一般会計から病院事業会計に繰り出し、充てる予定でございます。

次に、74ページをお願いいたします。「議第59号 令和5年度羽島市水道事業会計補正予算（第1号）」についてです。収益的収入に3313万円を追加するものでございます。補正内容は、他会計補助金で、エネルギー価格の高騰に伴う電気料金の高騰分に充てるものでございます。財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を

一般会計の財源とし、一般会計から水道事業会計に繰り出し、充てる予定でございます。

次に、82ページをお願いいたします。「議第60号 令和5年度羽島市下水道事業会計補正予算(第1号)」についてでございます。収益的収入に2165万2000円を追加するものです。補正内容は、他会計負担金で、エネルギー価格の高騰に伴う電気料金の高騰分に充てるものでございます。財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を一般会計の財源とし、一般会計から下水道事業会計に繰り出し、充てる予定でございます。

次に、90ページをお願いいたします。「議第61号 動産の取得について」です。現場指揮車を取得したいので、羽島市議会の議決により付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。取得の目的は、現場指揮車の更新、取得の方法は、指名競争入札、取得の金額は2162万6000円で、取得の相手方は、名古屋市中区金山二丁目1番5号、平和機械株式会社です。

次に、91ページをお願いいたします。「議第62号 市道路線の変更について」です。道路法第10条第2項の規定により、92ページの通り、足近町7丁目38号線を変更するものでございます。

次に、95ページをお願いいたします。「議第63号 市道路線の認定について」です。道路法第8条第2項の規定により、96ページの通り、本郷北38号線ほか4路線を認定するものでございます。

以上、今定例会において審議をお願いいたします議案につきまして、その概略を説明いたしました。よろしく願いいたします。

後藤國弘委員長

ありがとうございました。ただいまの説明に対して何かありますか。

(発言なし)

総務部長

引き続きまして、選挙管理委員会事務局から羽島市選挙管理委員及び同補充員の選挙についてお願い申し上げます。お手元の方に資料の方を配布させていただいております。羽島市選挙管理委員及び同補充員につきましては、任期が令和5年7月18日となっております。地方自治法第182条第1項によりまして、選挙管理委員は選挙権を有

する者で、人格が高潔で政治及び選挙に関し、公正な識見を有する者のうちから、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙することとなっており、また、同条第2項の規定によりまして、同時に同数の補充員も選挙することとなっております。このため、今定例会におきまして、選挙管理委員及び同補充員の選挙をお願いするものでございます。現在の委員は、飯田 耕一郎さん、岩田 重夫さん、河本 滉子さん、近藤 繁子さんの4名、また、現在の補充員は、篠田 圭三さん、鈴木 かよ子さん、奥田 博行さんの3名となっております。新たな委員及び補充員の任期は、令和5年7月19日から令和9年7月18日までの4年間となります。委員及び補充員の選挙に当たりましては、別紙案のとおり、基本的には現在の委員及び補充員を引き続き選挙いただきたく存じますが、委員のうち、河本 滉子さんにおかれましては、諸般の都合によりまして、退任されますことから、新たに川尾 こず枝さんを委員として、また、委員への補充により、欠員となっております補充員につきまして、新たに片岡 光一さんを選挙いただきたくお願い申し上げます。なお、議会は議員中に異議がないときは、委員及び補充員の選挙につき、指名推選の方法を用いることができるかとされております。ちなみに、前回行われました令和元年6月定例会における選挙においては、議長指名による指名推選が行われております。また、補充員の指名推薦の際には、補充の順序を定めておくことが必要であるとされておりますことから、補充の順序につきましては、資料の別紙案の通りとさせていただきたいと存じております。以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

後藤國弘委員長

よろしいですか。

(発言なし)

後藤國弘委員長

それでは、執行部は退席していただいて結構です。

(執行部退席)

後藤國弘委員長

それでは次に、請願について、局長説明願います。

議会事務局長

請願につきましては、昨日までに受理した請願は1件ございます。「請第4号 インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを求める請願」紹介議員 花村

	<p>隆、請願者 住所 羽島市福寿町本郷1403番地、岐阜南民主商工会羽島支部 代表 仲宗根 豊増、付託委員会 民生文教委員会でございます。以上が昨日までに受理した請願でございます。請願は初日に紹介を行った後、民生文教委員会へ付託をお願いしたいと思います。なお、今回の請願については、国への意見書を提出することを求めていますので、採択された場合、最終日に議員発議にて上程します。その際には議会運営委員会での取り扱いを協議しますのでよろしくお願いいたします。以上です。</p>
後藤國弘委員長	<p>それでは次に、陳情・要望について、局長説明願います。</p>
議会事務局長	<p>昨日までに受け付けました陳情・要望は1件ございます。「陳情第3号 国に対し、適格請求書保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情書」であります。この陳情の取り扱いについては、従来通り、本会議場に写しを配付するというようお願いしたいと思います。以上です。</p>
後藤國弘委員長	<p>次に、議案の付託先について、局長説明願います。</p>
議会事務局長	<p>先ほど副市長から説明がありました通り、当初に付議されます案件は、令和4年度予算繰越報告が2件、人事案件が18件、条例の一部改正が7件、令和5年度補正予算が4件、動産の取得が1件、市道路線の認定等が2件、合わせて34件であります。付議される案件のうち、報第3号、報第4号、諮第3号、諮第4号及び議第34号から議第49号の20件は、委員会付託を省略しますので、議案の付託は総務委員会が5件、民生文教委員会が4件、産業建設委員会が5件、合わせて14件になります。以上です。</p>
後藤國弘委員長	<p>局長から説明があった通り付託してよろしいですか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
後藤國弘委員長	<p>それでは、各委員会に付託したいと思います。 次に、会期日程について、局長説明願います。</p>
議会事務局長	<p>会期日程につきましては、6月8日から7月3日までの26日間、日程については、初日、8日は議長から諸般の報告を行い、続いて、市長提出案件の説明後、請第4号を関係者から紹介願い、常任委員会に付託し、散会となりま</p>

す。9日から18日までは休会、9日に議案の詳細説明を
求めることとし、19日から21日までは一般質問、22
日は休会、23日は議案質疑、委員会付託で、委員会付託
省略の20件のうち、諮第3号、諮第4号及び議第34号
から議第49号の18件については、討論、採決までお願
いいたします。本会議終了後、議員間討議をお願いしたい
と思います。24日と25日は休会、26日は総務委員会、
27日は民生文教委員会、28日は産業建設委員会、29
日から7月2日までは休会とし、最終日7月3日は委員長
報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決と進めていた
だきたいと思います。諮第4号 人権擁護委員の候補者の推
薦についての議案につきましては、候補者であります南谷
東子さんの関係議員であります、南谷清司議員は地方自治
法第117条の一身上に関する事件に該当し、議事に参与
できないため、除斥を求めることとなります。令和2年と
同様、初日の議案提案説明及び23日の議案質疑、討論、
採決時に除斥を求める議事運営となりますので、よろしく
お願いいたします。先ほど執行部から説明がありました通り、
選挙管理委員会委員及び補充員の任期が7月18日に
満了いたしますので、選挙をお願いしたいと思います。な
お、この選挙は先例によりまして、地方自治法第118条
第2項の規定の通り、議長の指名推選でお願いしたいと思
います。議員間討議につきましては、6月23日の議案質
疑終了後に行っていただきますが、テーマを6月9日の議
案詳細説明後に行っていただきますのでよろしくお願
いいたします。代表質問につきましては、配布させていただきました表の順になります。6月定例会は、1番目 自民清和
会さん、2番目 自民クラブさん、3番目 元気・羽島クラ
ブさん、4番目 公明党さん、5番目 日本共産党羽島市議
団さん、6番目 正統派クラブさん、7番目 日本維新の会
さんの順となりますのでよろしくお願いいたします。以上
です。

後藤國弘委員長

では、局長から説明があった通り進めてよろしいでしょ
うか。

(異議なし)

後藤國弘委員長

では、そのように取り計らわせていただきます。

次に、特別委員会設置についてを議題といたします。先
に開催されました全員協議会で、議員の発言がありまして、

後藤徹委員	<p>市民病院経営改善特別委員会を設置するかどうか、意見を順にお伺いしたいと思います。</p> <p>市民病院の特別委員会の設置というお話があったんですけども、私の方としては、設置する目的、あるいはそこで何をしていくかということがちょっとわかりかねる部分もあり、必要があるとは思えないので、特別、設置する必要はないと考えております。以上です。</p>
野口委員	<p>必要なしで。</p>
山田委員	<p>私は、これは設置ありと思っています。これは早いことではないですけど、私が議員になった平成19年ごろから、市民病院の方ではいろんな改善策等をやられてこられたのですが、結果的にはまだ未だに改善が見当たらない。羽島市においては、羽島市民病院がなくなるようなことがあれば、これは本当に大変なことでありますので、ぜひそれを早めに手当をしていく必要があると思いますので、やはり議員一丸となって、市民病院の改善については考えていく必要があると私は思います。</p>
川柳委員	<p>すみません、この議題について、私ちょっと不勉強だったので回答を用意しておりませんが、羽島市民病院については、もっといろいろな情報を出してもらって、今の経営状態等をいろいろ議員は共有していく必要があると思いますので、特別委員会の設置もありだと思っておりますけども、他にもこれからも、病院との議員は密接な関係を持って情報収集していくことが必要だというふうに私は思います。</p>
南谷佳寛委員	<p>とりあえず今の現時点では必要ないと思います。</p>
後藤國弘委員長	<p>意見をお聞きした結果、設置しないという方が3名、それから、設置したほうが良いという方が1名で、どちらかというところ設置したほうが良いですか、そういった方が1名ということで、設置しないという方のほうが多いようですが、他に何かご意見。</p>
山田委員	<p>ここで採決をとるのではなしに、ただ一言設置しないで決めるんじゃないかと、なぜ設置する必要がないのかをきちっと説明されて、それで前へ進むべきだと思う。ただ設置する必要がない、あるだけの話では、なぜ設置しなきゃい</p>

野口委員	<p>けないのか、あるいはなぜ設置しなくてもいいのかをきちっと説明する必要があると思いますのでよろしくお願いします。</p> <p>反対の理由を述べよということなんですけど、羽島市民病院はしっかり二次救急医療になっておりますし、経営状態がちょっとまずいんじゃないかという委員の思いもあるんでしょうけど、しかし、行政側からも病院からもしっかりと情報をいただいて、個々の議員同士で話し合いをしたり、民生文教委員会がありますから、常任委員会で、わざわざ特別委員会を設置する必要はないんじゃないかなと思います。また、市民病院に対して何か政策ですとか、いろいろなご提言があるのであれば、一般質問の機会をいただいております。先ほど申し上げましたが、民生文教委員会でもしっかりと協議をする時間等々もありますから、わざわざ特別委員会を設置する必要はないだろうと、このように思います。</p>
山田委員	<p>これはもっと協議するべきなんですよ、一人一人がぱぱっと、こういうことじゃなしに、本当に今、ずっと市民病院は困っているわけですよ、そういうのをきちっと、もっと精査するべき。もし赤字がもっと増えたらどうしますか。今言われた簡単な話をされておって、本当に羽島市民病院なくなったら大変ですよ。そういうことをもっと市民のため、ただ自分達のことだけの判断じゃなくして、本当に市民のためを思ってやるべきであると、そのように思いますので、もっと慎重な審議をお願いしたいと思います。</p>
野口委員	<p>別に簡単とか申し上げておりませんけれども、しっかりと民生文教委員会がありますから、重ねて申し上げますが、個々の議員で一般質問の機会がある、そういったことも含めて、民生文教委員会ですっきりと協議をして、政策提言なり何なりを市民病院にも、あるいは行政にも出せるわけですから、特別委員会の設置は必要ないだろうと、このように重ねて申し上げます。</p>
山田委員	<p>そこまでおっしゃるんだったら、民生文教委員会で必ずその委員会なり何なり設置していただけますか。</p>
野口委員	<p>民生文教委員会の中で委員会を立ち上げるんですか。さっきそういうお話してましたよね。どういう意味なんで</p>

山田委員	<p>すか。</p> <p>民生文教委員会の中で、どんどん議論していただければ、納得のいく議論をここでお約束していただければ、私は別に、どのみち全協で諮っていただくと思うので、そういうふうならそういうふうでいいですが、そこら辺の責任だけは持っていたきたいと思います。</p>
野口委員	<p>すみません、責任を持つうんぬんというよりも、そこは民生文教委員会が判断されるべき事項じゃないでしょうか。</p>
後藤國弘委員	<p>民文の話はちょっとあれですけど、民文のほうでしっかりやってくださいという要望ぐらいは議運から、このことについてしっかりやってくださいという要望ぐらいはできますか、そう思います。</p> <p>他にご意見ございますか。</p>
後藤國弘委員長	<p>(発言なし)</p> <p>それではですね、全協で意見が出ました、市民病院経営改善会経営改善特別委員会、こういったものを設置するかどうか、改めてお聞きしたいと思いますので、設置したほうがいいという方は挙手願います。</p>
後藤國弘委員長	<p>(挙手少数)</p> <p>設置しなくてもいいという方の挙手を願います。</p> <p>(挙手多数)</p>
後藤國弘委員長	<p>ありがとうございます。設置しなくてもいいという意見の方が多数ですので、特別委員会の設置はしないということに決定したいと思います。それから、民生文教委員会に対して、市民病院の経営改善に対する課題の検討をよろしく願いますという要望に関してはどうでしょう。</p>
山田委員	<p>今の一連の流れでいけば、するべきでしょうね。きちっと民生文教委員会で責任を持ってやっていただきたいと。</p>
野口委員	<p>要望であれば大丈夫です。強制ではなくて。</p>

川柳委員	<p>民生文教委員長としては、高い関心を持って市民病院の経営状態並びにこれからの市民の声の中間点に立って、議員として取り組んでいけるとお思いますので、予算決算だけのいわゆる数字だけじゃなくて、民生文教委員会としても、市民病院と色々な対話とか、意見交流を通じて、親密にやっていきたいというふうに思います。</p>
後藤國弘委員長	<p>ありがとうございます。民文の委員長さんがみえて、手間が省けて嬉しいですけども、ぜひ市民病院改善に向けての課題を民文としてよろしく願いいたします。</p> <p>では、そのように取り扱うことといたします。6月定例会について他に何かございますでしょうか。</p>
藤川議長	<p>今日は大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。私から議会運営委員会の皆さんにご協議いただきいただきたい件がございまして、羽島市議会、市当局と共に財政の安定化対策に取り組む中で、歳入確保の一環となる案件がございまして、徴収事務の円滑化といった課題がございまして、どういふことかといいますと、市の徴収事務におきましては、滞納者に支払われる給与、給食費等の私債権の回収にも取り組んでおりまして、この私債権を強制的に徴収するためには、裁判所を通じた手続きが必要となるわけでありまして、具体的に他市町でも取り入れられているものとしまして、支払督促の申し出がありますが、手続きの途中で相手から異議の申し立てがありますと、訴訟として扱われるため、地方自治法の規定により、議会の議決が必要となります。異議の申し立ては、議会開会中にあるとは限りませんので、議会としても会議が開けないことで、市の徴収事務に支障をきたすようなことは避けたいところであります。こうしたケースへの対応としまして、地方自治法第180条に基づく議会の委任による専決処分について、議会運営委員からの発議についてご協議を願いたいと考えております。以上です。</p>
後藤國弘委員長	<p>ただいま議長の発言について、市民部長より説明を求めたいと考えますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
後藤國弘委員長	<p>それでは、市民部長の入室を許可します。</p>

(執行部入室)

市民部長

それでは、市民部の方からは、徴収事務の円滑化に係る専決処分事項の整備についてということで、お手元に今、お配りしております資料に基づきまして、市の徴収事務の流れを参考にご説明させていただきたいと思っております。

まず冒頭でございますが、市では滞納があった場合に、滞納のある方と取引のある金融機関や勤務先などに対して調査を行いまして、預金、それから給与、不動産の賃料、こういったものを差し押さえているわけでございますが、中にはこの差し押さえた給与、賃料などを勤務先の方から市に支払われないというようなことがございまして、そこで資料の上段の方の枠をご覧いただきたいのですが、この差し押さえた給与等の市への支払いというのは、市と滞納者の方との関係ではなく、市と勤務先との契約関係による私債権等ということにあたりますので、これは税の債権ではないため、自力執行権がございません。従いまして、市は当該勤務先からこれを強制的に徴収することができないものでございます。この対応といたしましては、市が裁判所を通じて、当該勤務先に対し、支払督促の申し立てという手続きを行いまして、これは訴訟によることなく、強制執行ができるという手続きがございまして、こういった方法がございまして、そこにつきましましては、資料の青い枠の手続き、これがその手続きにあたります。しかし、青枠の下の方に向かって手続きを進めていく中で、当該勤務先から、例えば納付の義務がないでありますとか、あるいは分割で納めたいとか、そういった異議の申し立てがあった場合には、赤枠にあるように、通常の訴訟という形に移行することとなります。資料の右のグレーの欄をご覧ください。その場合の課題といたしまして、訴訟、いわゆる訴えの提起をする場合には、地方自治法第96条の規定で、議会の議決を得る必要がございまして、この異議申し立ては必ずしも議会の開会中にあるとは限りませんので、訴訟に係る第1回口頭弁論の期日までに議決が間に合わない場合、訴訟を取り下げることとなり、円滑な徴収事務に支障をきたす恐れがございまして、資料の最下段の矢印、対応・効果という欄をご覧ください。そこで、これに対応する方法といたしまして、市議会におかれましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の権限に属する軽易な事項といたしまして、一定金額、具体的には簡易裁判所が取

	<p>り扱う紛争の対象金額、これが140万円以下となっていることを参考にいたしまして、140万円以下の総額の金銭債権に係る訴えの提起、和解などにつきましては、市長に委任し、専決処分事項とする議決をいただけましたら、通常訴訟に移行した場合の備えとなり、もって市の徴収事務の円滑化が図られ、将来的な不納欠損の回避、あるいは公平性な納税を担保できるものと考えております。この他、給食費等の未納についても、これは市と未納者の方は、直接の関係にはなりません、やはり強制的に徴収ができない債権となっております。ただいま申し上げました専決処分事項の議決は、給食費などの未納に関しても同様に、通常所訴訟へ移行した場合の対応が速やかにできるもので、徴収事務の円滑化を図ることができるものでございます。なお、この専決処分事項につきましては、首長が提案権を有しないものであることから、議員発議による案件として取り扱うということが行政実例として示されておることを申し添えます。議員各位のご理解を賜りますようお願いを申し上げます。私からの説明は以上でございます。</p>
後藤國弘委員長	<p>ただいまの説明について、何かありますか。</p>
川柳委員	<p>円滑化については本当に納得するところでございますけど、過去に、議会、この口頭弁論期日までに何か懸案があったのは、この1年ぐらいで何回あったのでしょうか。</p>
市民部長	<p>支払督促の申し立てをして、裁判になったというケースは、この1年間ではございません。</p>
川柳委員	<p>一番最近では、何年くらい前になりますか。</p>
市民部長	<p>議案を調べてみましたが、ほぼなかったのではないかと、いうふうに記憶しております。</p>
川柳委員	<p>ということは、今までなかったということは、逆に必要なかったってことなんですか、諦めていたということか・・・。</p>
市民部長	<p>諦めていたというよりは、例えば給食費の関係でいえば、公会計化に伴いまして、職員の方が徴収をする形になりましたが、議会でもご指摘がございましたけど、そういった形で、学校の先生が徴収するのではなく、職員が具体的に</p>

は給食センターの方でやっておりますが、そちらの職員が徴収するにあたり、様々な手法を講じてまいりましたが、公会計という形になり、市の方で担当することになって以降、少し未納額が増えてございますので、これは支払督促の申し立てでございますとか、そういった手続きも考慮しなければいけないようなことになっていると、こうしたことにつきましては、過去の答弁の方でもございますように、弁護士との連携をしながら進めていくというような答弁もさせていただいておるようでございますので、この案件、そうした弁護士との連携の中で、一つできる手法として取り組んでいったらどうかという考え方に基づいて、今回ご説明をさせていただいたものです。税の方に関しましては、ほぼ差し押さえたものを勤務先の方が払わないということはよほどないことでございます。それに、税債権でございますので、滞納者の方との直接の関係で言えば、これは強制執行ができるんです。できるのですが、今回はその勤務先が支払わないことでございますので、給料とか賃料とか、こういうもので、ここと勤務先としての関係は、これはなかなか発生するケースが少なくございまして、今回、1件そういうケースになりそうなこともございますので、改めてご説明をさせていただいたと、税に関しては、記憶の範囲では今回が初めてではないかと思っています。

山田委員

要するに、一応市の方の税法だったら強制執行できますよね。今、話を聞いていると、給食関係になってくる。今までは各学校でやっていたのが、市の方へ転換されたことによって、普通の税扱いみたいになったんじゃないかなと私は思っていますが、それで、要するに給食費が滞った中で、その方の給料から差し押さえることができないというのが一番の課題ですね、ですから、その給料から差し押さえるためには、議会の議決が必要という問題ですか、この問題は。

市民部長

まず一点、給食費が税扱いになったということではなく、そもそも、税は強制的に徴収ができるのですが、給食費、あるいは差し押さえてある、会社から滞納者に支払われる給与、これは税ではないということです。元々税扱いになったものではなく、いわゆる私債権という言い方をしておりますが、そういうものでございます。そこはご理解を賜りたいと思います。それから、その場合に、強制的にご本人から、今回、議員ご発言の給食費の例で言えば、未納の

あるご本人からこれを徴収するためには、強制的にすることができないので、こういった支払督促の申し立てというのを裁判所に行くことにより、最終的にはこの青枠の一番下のところで強制執行できるようになるんですが、未納者の方の財産と言った方がいいですか、そちらから強制執行できるんですが、この手続きについては特に議会の議決は必要ございません。ところが、その途中で相手先から、私に支払う義務がないとか、あるいは分割にしてくれとか、そういった申し出があったときには、この手続き上、横出ししておりますが、訴訟という扱いに切り替わるというのが民事訴訟法の規定でございます。仮に訴訟になったときには、先ほどのお話で、議決が必要という形になりますので、これは地方自治法の規定です。それで、その議決をいただく前までに第1回口頭弁論の期日が来てしまうと、私どもが提起した訴訟について不備がございますので、これを取り下げなければならないことになり、結局、徴収事務が円滑に進まないというような事態が生じる恐れがあるので、あらかじめ140万円以下の金額につきましては、専決という形で規定を整備していただけるということをございましたら、そこの部分については円滑に進むことができるというそんな流れですが、よろしいでしょうか。

山田委員

専決でいくということなのか。

市民部長

140万円以下の部分について、議決が必要になった場合には専決にするというだけで、もっと言うと、裁判に異議申し立てがあり、裁判になった場合には専決の規定を適用していただくということになりまして、そうでない場合、この青枠の手続き通り下に進んでいけば、特に議決をいただくようなことはございません。

山田委員

当事者から訴えられたときの話やな。

市民部長

簡単に言うとそういうことです。

山田委員

そういうときに一つ手続きがあるので、専決と、そのように理解すればいいですね。

市民部長

そうご理解いただいて結構です。

後藤國弘委員長

よろしいですか。

<p>後藤國弘委員長</p>	<p>(発言なし)</p> <p>それでは執行部は退室していただいて結構です。</p> <p>(執行部退室)</p>
<p>後藤國弘委員長</p>	<p>ただいま説明のあった件ですけど、専決処分事項の追加ということで、当委員会で協議することになります。協議の流れ等について、後で議会事務局から説明がありますのでよろしくお願ひします。</p> <p>そのように取り扱うことといたします。6月定例会について他に何かありますでしょうか。</p>
<p>後藤國弘委員長</p>	<p>(発言なし)</p> <p>局長から。</p>
<p>議会事務局長</p>	<p>それでは、先ほどのこの専決事項の追加につきまして、まずご説明します。議会運営委員会の方から発議することによって理解しておりますが、先ほどの市民部長の説明のありました、この専決事項の追加につきましては、議会の方に発案権がありますことから、議員発議により行うこととなります。これにつきまして、議会運営委員会において追加することとして発議を行うかどうか、発議の素案についてご協議をいただきたいと思ひます。発議の取り扱ひに係る議会運営委員会につきましては、議案質疑の日、6月23日になりますが、9時30分に開催することになりますのでよろしくお願ひいたします。また、発議にあたり、6月23日の全員協議会で全議員に説明を行い、素案に対するご意見をお聞ひいただきますのでよろしくお願ひいたします。なお、発議する場合におきましては、議事運営に関する議会運営委員会を7月3日、最終日になりますが、9時30分に開催することになりますのでよろしくお願ひいたします。</p> <p>その他、今定例会での一般質問の通告についてでございますが、一般質問要旨通告書につきましては、初日の午後2時までに紙ベースで提出していただくことになっておりますが、3月定例会に引き続き、紙での提出に合わせ、極力メール等にて、データでも提出いただくようお願ひしたいと思ひます。一般質問の通告について、改めて確認をお</p>

願いたいと思いますが、会議規則では第6条に、議員は市の一般事務について議長の許可を得て質問することができる。第2項では質問者は議長の定めた期間内に議長にその要旨を文書で通告しなければならないとあります。一般質問の一问一答方式についての確認事項では、発言通告書において、表題だけのものは受理しない。質問の中で過去の数値や他市の状況等を示す場合は、その数値などを質問通告書に明記するかその数値等が記入された資料を質問通告書に添付するとなっております。議員におかれましては、一般質問について条例、規則、申し合わせ等を確認し、円滑な議事運営にご協力をお願いいたします。

続きまして、質疑等の連絡期限についてでございます。議案質疑、委員会での質疑の連絡期限について、それぞれ質疑が行われる2日前としております。23日の議案質疑につきましては、2日前の21日水曜日まで、26日の総務委員会は22日木曜日まで、27日の民生文教委員会は23日金曜日まで、28日の産業建設委員会は26日の月曜日までとなりますのでよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

後藤國弘委員長

先ほどの専決処分に関しては、議員発議という形で進めたいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

後藤國弘委員長

よろしく申し上げます。他に何かございますでしょうか。

(発言なし)

後藤國弘委員長

議長さん何かありますか。

(発言なし)

後藤國弘委員長

副議長何かありますか。

(発言なし)

後藤國弘委員長

それでは議会運営委員会を閉会したいと思います。皆様ご苦労様でした。

【委員会終了＝午前10時56分】

